

神戸市立青少年科学館展示室等改修業務第3期業務仕様書

令和8年7月

神戸市文化スポーツ局文化交流課

1. 目的

本業務は、「神戸市立青少年科学館展示更新計画第3期」(以下「更新計画」という。)及び「神戸市立青少年科学館改修デザインルール」(以下「デザインルール」という。)等に基づき、神戸市立青少年科学館の展示装置等の設計及び施工を行うことを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

神戸市立青少年科学館展示室等改修業務第3期

(2) 実施場所及び対象箇所（別紙1）

神戸市立青少年科学館(神戸市中央区港島中町7-7-6)

・南館3階「情報の科学」展示室(650 m²)

・南館2・3階「宇宙と地球」展示室(800 m²)

・南館2・3階 展示コーナー・ロビー

(3) 契約期間

契約日から令和10年3月24日まで

詳細な業務実施期間については、契約締結時に決定する。

(4) 業務項目

- ① 南館2階、3階の展示室内装・デザイン等の設計図面作成業務
- ② 南館2階、3階の展示室平面図、展示装置等製作図面作成業務
- ③ 共用部分(南館2・3階 展示コーナー・ロビー等)の内装等の設計図面作成業務
- ④ カームダウン・クールダウンルーム(スペース)(以下「カームダウンルーム」という。)の内装等の設計図面作成業務
- ⑤ 「宇宙と地球」展示室企業協力展示物の製作・設置等の工程調整及び管理業務
- ⑥ 展示装置等製作・改修業務
- ⑦ 展示解説の作成と掲示
- ⑧ 全館レイアウトサインの改修
- ⑨ 解体撤去移設業務
- ⑩ 展示場、共用部等施工業務
- ⑪ 施工監理業務
- ⑫ その他上記業務に付随する業務

3. 業務内容

別添「更新計画」及び「デザインルール」等を参考に、「情報の科学」展示室(以下「情報展示室」という。)及び「宇宙と地球」展示室(以下「宇宙展示室」という。)と共用部分の改修を科学館全体の統一した内装・デザイン等に準拠させて行う。その際、「更新計画」に示された展示コンセプト、ストーリー及び空間構成の思想を深く理解した上で提案を行うこと。あわせて、個々の展示物の内容・ねらい及び学びの深さ(基幹展示・発展展示の別等)に関する仕様基準については、別添「情報・宇宙展示項目表」(以下「展示項目表」という。)に示された展示項目・内容・ねらい・分類を指針とし、「更新計画」に示された思

想と整合性のとれた構成とすること。

あわせて、別添「情報・宇宙展示物リスト」(以下「展示物リスト」という。)に基づき、既存展示物の「再利用」「受注者の判断による活用」「保管」「廃棄」の区分を厳守し、ハード面の有効活用と創意工夫に富んだストーリー、具体的な展示手法を一体的に提案すること。内容に関しては、神戸市の承認を得ること。

なお、本項に示す各附属資料は、「更新計画」(及びこれに付随する「デザインルール」)を本業務における最上位の基本思想とし、「展示項目表」は個々の展示が満たすべき要求仕様(最低限の教育的基準)として、「展示物リスト」は提案の前提条件となる物理的資源の制約として、それぞれ位置づけるものである。受注者は、これら三者の性格の違いを踏まえたうえで、相互に整合のとれた提案を行うこと。

(1) 展示室、共用部分(多目的ラウンジ)及びカーンダウンルーム平面図・展示装置等製作図面・内装施工図面等作成業務

展示室に関しては、「展示項目表」及び「展示物リスト」を基に受注者が提案した内容を勘案した展示アイテム等の配置に係る施工図面を作成する。

展示アイテム等とは、新設展示装置、改修展示装置、流用展示装置のほか什器(展示ケース、スポット照明、防犯カメラ)、館内サイン(案内サイン、誘導サイン等)を含むものとする。

共用部分(多目的ラウンジ)及びカーンダウンルームに関しては、別途示すインクルーシブデザイン仕様(遮音・調光等)及び更新計画の「多目的ラウンジ」に関する考え方を基に、受注者が提案した内容を勘案した施工図面を作成する。

いずれも、神戸市の承認を得ること。

① 配置図及び平面図の作成

ア 展示装置等の配置図

展示空間ゾーニング、動線計画、展示対象資料の空間配置を決定し、展示装置等の配置図を作成すること。

イ 共用部分(多目的ラウンジ)及びカーンダウンルームの平面図

共用部分(多目的ラウンジ)及びカーンダウンルームのレイアウトを決定し、平面図を作成すること。
カーンダウンルームの配置については、外部からの騒音や視線、混雑などの刺激を避け、利用者が速やかにアクセスしやすく落ち着ける動線を確保すること。

② 展示装置等製作図面の作成

展示装置等の姿図・平面図・立体図面等を作成し、製作に必要な製作図面を作成する。

③ 内装施工図面の作成

ア 施工対象区域の壁、床、照明、防犯カメラ等の設置・施工図面及び使用部材リストを作成する。

その際、必要に応じて、給電・給排水・排気・通信回線(LAN 等)の改修図面及び立面図も作成する。

防犯カメラの設置に関しては、新たな展示空間ゾーニングを基に、防犯上の優先度を考慮して必要台数を算出すること。

イ 共用部分(多目的ラウンジ)及びカーンダウンルーム整備に必要な施工図面及び使用部材リストを作成する。その際、必要に応じて、給電・給排水・排気・空調・照明(調光機能含む)の改修図面及び立面図、展開図も作成する。

【特記事項】

①展示更新の基本方針

- ア 科学館の基本理念である「ふれる・つくる・つながる」を具現化し、来館者の探究の契機となるよう展示装置を計画すること。その際、説明過多に陥ることを避け、直感的な体験を通じて「驚き」や「疑問」が自然と生まれる展示手法を基本とすること。
- イ 単に科学技術の知識を提示するのではなく、来館者が自ら「なぜ?」「どうなる?」と問いを立てられるストーリー性をもたせ、学校教育等の学習活動ともシームレスに連携した構成とすること。これにより、科学的探究のプロセスや社会・未来との関係性を理解できる設計を行うこと。
- ウ 「情報」と「宇宙」という独立したテーマを扱いながらも、現代科学が分野を超えて統合的に進展している全体像(科学技術のつながり)を来館者が意識できるよう、分野間の連携・統合を意識した空間・展示の連携手法を検討すること。
- エ 神戸ならではの地域特性を展示構成や装置に融合させ、展示室全体を通じて、「神戸らしさ」が表出される工夫を凝らすこと。
- オ 社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)の観点を重視し、ユニバーサルデザイン(UD)の徹底とマルチレイヤー(多層的)な情報提示の仕組みを構築すること。多言語対応やセンサリーマップ等の導入に加え、実物資料や模型を積極的に配置し、五感に訴える展示デザインとすること。さらに、初心者から専門に関心のある層まで、直感的な気づきと深い学びを両立できる情報提示を検討すること。
- カ 技術進歩の速い分野であることを踏まえ、デジタルコンテンツ等の更新が容易なモジュール化や汎用品の活用など、展示の可変性と持続可能性(陳腐化・運用負荷対策)を担保すること。また、スタッフの常駐を前提とせず、来館者が自律的に体験できる運用負荷の低い常時体験型装置を提案すること。
- キ 専門的で難解なテーマを子供から一般層まで分かりやすく伝えるため、解説パネルや映像、体験型展示などの適切なメディア構成による展示アウトプットを明確化し、段階的な表現手法を用いること。抽象的な提案を避け、来館者が直感的に理解を深められる具体的な展示イメージを提示すること。
- ク 本業務には、展示協力企業が自社の費用負担により製作・設置する展示物(以下「企業協力展示」という)が含まれる。企業協力展示の内容・デザイン等については、科学館全体のデザインルール及びテーマとの整合性を保つよう調整すること。

②「情報展示室」・「宇宙展示室」

- ア 展示構成、内容、ねらい、優先度等の要求仕様については、別添「展示項目表」及び「展示物リスト」に準拠して行うこと。なお、具体的な展示構成のイメージについては、受注者の自由で柔軟なアイデア・最新技術に基づく提案を促す目的から、仕様書本文には規定せず、別紙「情報・宇宙展示室 展開例(参考)」として切り離して提示するものとする。
なお、「展示物リスト」に示す既存展示物の「再利用」「受注者の判断による活用」「保管」「廃棄」の区分は、一つ目に科学館資産としての有効活用、二つ目に再製作等に伴う経費の無駄を抑制する観点から設定しているものである。受注者は当該区分を厳守した上で、その趣旨を踏まえ、限られた資源を創意工夫により最大限に活かす提案を行うこと。

イ「宇宙展示室」においては、企業協力展示が配置される。受注者は、これら企業協力展示のサイン・照明・動線・周辺展示との整合を考慮した配置計画を立案し、設置を支援すること。企業協力展示の内容については、展示協力企業と調整を行い、神戸市の事前承認を得ること。

ウ「宇宙展示室」において、神戸市が主体となり、協力企業の技術を活かした特定の展示物（以下「特定展示物」という。）を、本業務の中で製作・設置する。特定展示物の製作等に関わる一切の費用は、神戸市が発注する他の展示物と同様、本契約金額（予算）の範囲内に含まれるものとし、追加の予算措置は行わない。

特定展示物の意匠・仕様の策定にあたっては、神戸市又は神戸市が指定する協力企業等が提示する基本コンセプト、デザイン・機能等に関する抽象的なアイデア（以下「提案アイデア」という。）を踏まえるものとする。受注者は、当該提案アイデアを基に、自らが有する専門的知見・ノウハウ・創意工夫を最大限に活かし、具体的な展示手法・構造・使用素材・体験設計等への具体化を行った上で、設計・製作・設置までを一貫して行うものとする。すなわち、提案アイデアを実現可能な展示物として具体化し、設計・製作・設置を行う主体は受注者であることを明確にする。

③「共用部分（南館2・3階 展示コーナー・ロビー）」

ア 南館2・3階に位置する計3か所の共用部分（展示コーナー、ロビー）の改修にあたっては、それぞれの面積や立地特性に応じた適切な活用策を提案すること。各エリアは必ずしも同一の意匠（テイスト）で統一する必要はなく、展示室内の物理的・心理的障壁（動線の混乱、死角、ユニバーサルデザインの欠落など）による心身への負担の対応として、知的・感覚的休息と領域横断的な学びが溶け合うバッファゾーン（緩衝地帯）として機能する「多目的ラウンジ」へと進化させる計画とすること。

イ 構築される多目的ラウンジにおいて、科学館の理念である「ふれる・つくる・つながる」を体現するため、ハンズオン・ライブラリ、思考の可視化スペース、領域横断的展示、コミュニティ形成機能などを盛りこむこと。その際、各エリアの面積規模を考慮し、場所ごとに最適化された具体的機能を設けた設計とすること。

ウ 多様な来館者の身体的・精神的ニーズを確実に担保するため、カームダウンルームを設置すること。配置については、「発見の小径」横（別紙1参照）を基本とするが、館内の動線や静穏性を考慮したより適切な場所がある場合は、その提案を妨げない。また、設置にあたっては、将来の維持管理の容易性を考慮し、既製品等を有効に活用した、容易に施工、設置ができる製品を選定することが望ましい。

エ 設計及び空間計画にあたっては、以下の公式な手引き及び基準に示されている考え方を十分に参照し、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）を重視した環境を構築すること。

オ 現在「情報の科学」展示室横の展示コーナーに設置されている鉄道模型に関しては、現在の場所に設置するか、移設するかを検討の上、業務に含めること。移設する際は、移設先を明示すること。

【参照すべき公式な手引き・基準】

- ・『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省）』（知的・発達・精神障害者への配慮としてのカームダウン室の設置や空間設計の考え方）
- ・『カームダウン・クールダウン - Calm down, cool down - について（公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 / 国土交通省監修）』（スペースの設置目的、具体的な整備事例、ピクトグラムの表示

方法などの詳細な解説)

【設計上の留意事項】

- ア 展示装置等の決定にあたっては、専門家の監修を受け、最新の研究・情報が反映されるよう留意すること。なお、本業務を監修する専門家については、事前に神戸市に経歴等を開示し、承諾を得るものとする。
- イ 視覚的な要素だけでなく、五感で心地よさを感じられる空間づくりを考慮すること。特に、展示室や展示物からの不要な動作音(ノイズ)を抑制・低減させるとともに、来館者の聴覚的な快適性と満足度につながるサウンドデザインを意識し、良好な音環境を提供すること。

(2) 「宇宙展示室」企業協力展示の製作・設置等の工程調整及び管理業務

- ① レギュレーション等の管理調整に必要なマニュアルの作成
- ② 進捗状況の管理体制の構築
- ③ 企画内容や工事工程の調整及び管理
- ④ 品質管理体制の構築
- ⑤ 展示協力企業との連絡体制の構築

企業協力展示とは、展示協力企業が自らの費用負担において製作・搬入・設置する展示物であり、本業務の委託料には当該展示物の製作費は含まない。受注者は、企業協力展示の設置にあたり、耐火・耐震に配慮するとともに、重量物については床壁等の構造を確認し、必要に応じて壁や床面を補強するよう展示協力企業に対して指導すること。

(3) 展示装置等製作・改修業務

展示装置等製作図面にに基づき展示装置等を新規製作又は既存改修する。展示装置等については、製作工場で仮組みし、市担当職員による動作等の確認検査を受ける。また、新規製作、既存改修によらず、展示装置のメンテナンスに必要な点検口の鍵(ドライバー、レンチ、スパナなど通常工具で着脱できるものは除く)は共通とする。この鍵は、既存展示室と共通のものであることが望ましい。

① 新設展示装置の製作

新設展示装置については、適宜試作を行い、機能・耐久性・安全性について市担当者が確認した上で製作する。

② 既存展示装置の改修

既存展示のうち、仕様変更を伴うものは、現行の内容を踏襲しつつサイズ変更等を行い、新規に製作すること。現存の装置を継続使用する場合は、必要に応じて機能改善のための改修を施すこと。また、現行仕様のまま継続するものについても、消耗部品の交換を含むオーバーホールを行い、新設装置と同等の安全性と耐久性を確保すること。

③ グラフィックパネル・展示キャプション・映像素材の制作・設置

提案に基づき承認された展示アイテム等に付随するグラフィックパネル、展示キャプション等を作成し設置する。また、同提案において策定された展示アイテムリストに基づく映像素材を制作し、映像装置に組み込む。

【展示装置等製作・改修に関する留意事項】

- ア 安全面及び衛生面、ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが等しく参加できる社会的包摂

(ソーシャルインクルージョ)に配慮したものとする。

- イ 新たに展示装置を設置するだけでなく、既存の展示装置の活用及び変更等も検討し、展示室全体を意識した編成を図ること。その際、「情報・宇宙展示物リスト」に再利用することが明記されている展示装置等については、確実に再利用すること。なお、再利用を含む、改修や修繕を行う展示物は、十分なリニューアル感が出るように配慮すること。

なお、再利用に当たっては、新たに設置した展示装置と同等の安全性や耐久性を持つことを確認すること。

- ウ 操作部及び稼動部については、長期(10 年程度)使用を前提とし、十分な耐久性を持たせること。また、将来的な更新や保守性の観点から、可能な限りソフト(コンテンツ)とハード(OS・プロジェクター等)を独立させたプラットフォームを採用することが望ましい。

具体的には、普遍性が高く長期間陳腐化が起りにくい展示については堅牢性を重視し、陳腐化が起りやすい変化の大きな内容の展示に関しては、コンテンツの差し替えや更新が容易な可変型展示システム(例えば、モジュール型の採用など)を導入することが望ましい。ただし、展示物の性質や技術的な特性上、当該構成の採用が困難な場合は、この形式にとらわれず個々の展示コンセプトに合致した最適な構成を選択してもよい。

- エ 現場スタッフが迅速にチェック・簡易な修復をすることができるようにすること。また、耐久性の高い材質のものが入手困難な場合は、汎用品を使用するなど、安価かつ容易に交換できる工夫を実施すること。目安は入館者年間 50 万人に耐えうるものとする。

あわせて、主要部品の想定寿命、現場での復旧手順、及び交換部品の入手ルートを設計上明確にし、10 年間にわたり現場スタッフが自力で保守できる体制を担保すること。

- オ 使用する部品及び機器は JIS 規格のものを使用し、後年(10 年程度)修繕可能な制御機器等を使用すること。展示内容によって消耗品が必要な場合は、汎用物品での補充が容易なものを採用する等、保守管理において、できるだけ経費や労力がかからないような配慮をすること。

なお、可能な限り、主要部品の想定寿命、現場での復旧手順、及び交換部品の入手ルートを設計上明確にし、10 年間にわたり現場スタッフが自力で保守できる体制を担保すること。

- カ 揮発性有機化合物等の少ない材料、又は含有していない材料を使用すること。使用する材料は、揮発性有機化合物の含有や使用の有無を製品安全データシート(MSDS)等で確認すること。材料等の現場受け入れ時には、事前に書類で確認した製品と現物が同一のものか納品書と共に再確認を行い、確認結果を搬入記録写真と共に業務の着手に先立ち提出すること。

- キ 展示照明に LED 照明を使用する等、省エネルギーに考慮すること。

- ク 概要について示す解説パネル等を設置し、展示装置のタイトル、使用方法を明確に示すことで当該展示装置については来館者が単独で利用できるものとする。

- ケ 納入をする機器等について納入後に必要な交換部品、消耗品、保守点検、機器更新等の内容、時期、経費等を記載した維持管理計画書を作成すること。維持管理計画書には、機器等の長寿命化を図るための方策やライフサイクルコストも併せて示すこと。

- コ 設計の時点において設置を想定していた機器等が、モデルチェンジ等により納入時点で後継機種に変わっている場合は、改めて協議の上機器を決定する。ただし、その性能は設計時点のものと同等以上のものとする。

- サ 展示に使用する PC・タブレット等の OS は、納入時点で最新かつ長期サポートが保証されるものを選定すること。
- シ ソフトウェアについては、将来的な保守や機能追加を考慮し、設計書(外部・内部仕様書)、ソースコード、管理者用マニュアル一式を納品すること。
- ス 外部ネットワークを利用する展示装置については、館内ネットワークのセキュリティ指針を遵守し、必要なサイバーセキュリティ対策を講じること。また、運用に伴う通信費やライセンス料のランニングコストを明示すること。
- セ 解説の陳腐化を防ぐため、壁面や展示物への直接印刷は最小限とし、デジタルサイネージの活用や、二次元コード等を介してスマホやタブレットでより深い情報をダウンロードできる、段階的な情報提供の仕組み(オンデマンド解説)を検討すること。なお、使用するサーバーは神戸市が提供する。作成に関しての詳細は別途協議の上決定する。
- ソ スーパーコンピュータや、地元の大学(神戸大学等の天体衝突研究など)、地元の企業との接点を積極的に展示内容に盛り込み、神戸の個性やアピールポイント(神戸らしさ)を伝えること。また、大学や研究機関との柔軟な連携プラットフォーム(シチズンサイエンス)としての活用も意識した設計とすること。
- タ 体験展示において、ウェアラブルセンサーや脳波、心拍などの生体情報(個人データ)の取得を行う提案については、体験終了後に取得データを速やかに自動で完全消去・破棄する等、漏洩防止のための安全対策をシステム設計上確実に担保すること。
- チ 来館者による投稿型・共創型の体験展示を整備する場合は、不適切なコンテンツの投稿・表示を防ぐため、自動フィルタリング(NG ワード設定等)や、管理者による手動での検閲、監視、表示制御が可能なモデレーション機能をシステム上必ず備えること。
- ツ 学校団体の利用を想定し、授業や探求学習と連携しやすい展示設計を行うこと。具体的には、他の展示室の展示物等や学習指導要領との関連を示す情報を付記したワークシートを作成するなど、教育現場とのシームレスな連携を促進する工夫を検討すること。

(4) 解体撤去移設業務

当該スペースに設置している既存の展示装置等の解体、撤去、移設については、本業務の中で行うこととする。

① 施設・建築設備等の養生

本業務の実施にあたり、施設・建築設備等の養生を行うこと。

② 設備等の解体撤去

廃棄対象物については、適切な分別により廃棄できるように安全に解体し撤去する。なお、受注者で廃棄対象としたものについても、事前に市へ確認を行い、保存すると判断したものについては廃棄対象から外す。

③ 継続使用設備等の分解撤去

継続使用する展示アイテム等については、必要に応じて安全に分解、梱包し改修工場や保管場所等へ搬出し適切に保管する。

(5) 展示室施工業務

3(1)の設計に基づき対象区域を完成させる。受注者は施工に関して労働安全衛生法など関係法令・

例規を遵守し、法令等による官公庁その他の手続きを行うこと。

① 内装仕上げ

対象区域等の床面(タイルカーペット等)、壁面仕上げ、施工壁の設置を行う。施工壁等にあらたに扉を設ける場合は、共通の鍵(既存展示室と共通が望ましい)を備えることとする。なお、対象箇所においてバリアフリーに配慮が必要な部分については、点状ブロックの埋設や材質等を考慮の上整備する。

【参照すべき公式な手引き】

- ・『福祉のまちづくり条例施設整備・監理運営の手引(兵庫県)』(施設整備に関して配慮することを推奨する事項について図解・解説)

② 給電、給排水、排気、通信回線(LAN 等)の整備

展示アイテム等に必要なユーティリティの供給環境を整備する。

③ 照明・音響の整備

対象区域等の新たな構成にあわせて、照明・音響設備を構築する。

④ 防火・防災設備の整備

対象区域等の新たな構成にあわせて、防火・防災設備を整備し、神戸市消防局の検査を受ける。

⑤ 防犯カメラの整備

対象区域等の新たな構成にあわせて、防犯上の優先度を考慮して防犯カメラを整備する。設置にあたっては、第1期・第2期の仕様を参考に既存のネットワークに容易に接続でき、容易に拡張もできるようにしておく。防犯カメラは PoE 対応ネットワークカメラで館内 LAN を構築し、レコーダーに2週間以上記録を残すとともに館内 LAN 接続のパソコンから閲覧できるものとする。

⑥ 展示アイテム等の設置・調整

展示アイテム等の搬入、組立てを行い設置する。なお、展示アイテム等の設置にあたっては、耐火、耐震に配慮し、重量物については床壁等の構造を確認し、必要に応じて壁や床面を補強する。

⑦ 企業協力展示アイテム等の設置・調整及び管理

企業協力展示に関しては、レギュレーション等の管理調整マニュアルに基づき、各企業が搬入・組立て・設置を行えるよう、全体スケジュールの管理を行いながら支援する。企業協力展示アイテム等の設置にあたっては、耐火・耐震に配慮し、重量物については床壁等の構造を確認し、必要に応じて壁や床面を補強するよう指導する。

⑧ 館内サインの整備

デザインルールに基づき、全館に必要な案内板等を設置する。主な案内板等は以下のとおりとする。

・案内サイン

・誘導サイン(便所、階段、エレベータ、エスカレータ、非常口等の誘導)

(6) カームダウンルームの整備について

施設内にカームダウンルームを整備するにあたっては、外部の刺激(光・音・視線)を遮断し、利用者の感情を落ち着かせることができる個室又はスペースとし、以下の基準を満たすよう施工すること。

- ① 遮光・遮音性: 外からの光を遮断・調整できる設備(遮光カーテンや調光窓等)を設けること。また、騒音を低減し、反響を抑えるための遮音・吸音機能(防音壁や天井・壁等への吸音材の設置)を備え

ること。

- ② 緩衝機能: パニック時に壁や床に身体がぶつかっても怪我をしないよう、壁面に柔らかい緩衝素材を用いるか、床に柔らかな保護マットを敷くこと。
- ③ 照明・環境調整: 室内の照明は、利用者の状態に合わせて明るさを調整できるよう、一括調光が可能な設備とすること。また、エアコン等により室内の温度・湿度が常に快適に保たれている環境とすること。
- ④ 家具・備品: 落ち着いて座れる椅子(キューブ型スツール、クッションソファ等)を配置すること。室内に不要な突起物や物品を一切置かず、車椅子使用者や介助者も同時に無理なく入れる広さを確保すること。
- ⑤ サイン・ピクトグラム: 入り口部分には、誰でも用途がわかるよう、JIS Z 8210に基づく案内用図記号(「カームダウン・クールダウン」のピクトグラム)を分かりやすく表示すること。
整備にあたっては、本仕様書「3. 業務内容【特記事項】③「共用部分(南館2・3階 展示コーナー・ロビー)」」に示した参照すべき公式な手引き・基準に記載されている具体的な整備事例、音・光への配慮事項等を遵守して施工を実施すること。

(7) 展示解説

展示物ごとに展示解説を作成すること。作成に当たっては小学校5年生以上で学習する漢字にふりがなをふるなどわかりやすい表現に配慮すること。(解説パネル作成要領参照)

展示解説の内容については、受注者が選定した監修者の監修を受けるなど、科学的な根拠に基づいて作成すること。

神戸市が指定した監修者による監修を受けた後、神戸市の承認を得て設置を行うこと。

(8) 施工監理業務

関連工事等の調整、取合い(工事区分)の調整、工程管理等全体の監理業務を行う。

(9) その他上記業務に付随する業務

① 予備品の納品

通常の運用において消耗、破損が予想される部材については、予備品リストを作成し、概ね1年間の予備品を納品する。特に製作、加工などを要する特殊な部材については、あらかじめ予備品を製作して納品する。必要な予備品個数については設計段階で別途協議する。予備品は一括管理できるよう適宜ボックス等に収めて引き渡しすること。

② 広報用素材の提出

リニューアル広報に必要なデザイン素材をデータで提出する。

③ ランニング試験の実施及び説明

展示アイテム等については検収実施前に2週間程度のランニング試験を実施し操作性、耐久性等を確認する。

④ 初期故障への対応

リニューアルオープン後1か月については、初期不良等の故障に速やかに対応できる体制を取る。

4. 現場管理・法令順守・保険

- (1) 納入期限及び想定される工程から、展示室等の閉鎖が必要となる時期を明示すること。

(2) 適用基準

本業務は、国土交通省 大臣官房 官庁営繕部が公表している次の基準を準用し、受注者の責任において履行するものとする。ただし、より優れた技術等により業務を行う場合は、市担当職員と協議の上、当該基準によらないことができる。

- ・公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・公共建築工事標準仕様書(平成 25 年版)(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
- ・公共建築工事標準書式
- ・官庁施設の環境保全性基準(平成 26 年3月改定版)
- ・営繕工事写真撮影要領(平成 27 年版)

(3) 担当職員の立会い等

(2)の基準により、必要に応じて市担当職員の立会い、承諾、協議、報告、検査を受けること。特に隠蔽箇所、足場等の必要な箇所については、必ず市担当職員の立会いを求め、確認を行うこと。

(4) 消防計画

作業においての消防計画書等の書類作成と手続きを行うとともに、計画に基づき安全面に十分配慮した作業を行うこと。

(5) 清掃

作業後は、不要物・残材等を撤去し、清掃を十分に行うこと。

(6) 作業時間

作業時間は原則開館日の9時から 17 時までとするが、火気類を使用したり、休館日に作業する必要があるが生じたり、館内での改修工事の実施に伴い作業日時に制限が生ずる場合等については、別途市担当職員と協議の上、承認を得て、作業時間を決定すること。

(7) 関係法令の遵守

本業務の履行に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な進行を図ること。

(8) 官公庁その他手続き

本業務により受注者側に関係官庁への許可申請、報告、届出等の必要がある場合には、受注者はその手続きを速やかに行い市に報告する。また業務範囲において市が関係官庁への認可申請、報告、届出を必要とする場合、受注者は書類作成等に協力し、その経費を負担する。

(9) 安全確保

機器・設備の設置に当たり、来館者への安全確保は万全を期すこと。作業員等の安全確保に努め、事故等が生じた際には、必要な措置等を適切に実施すること。

(10) 損傷補償

作業においては既存の施設・設備を破損・汚損することのないよう十分に配慮すること。万が一破損・汚損した場合には施設管理者に速やかに報告し対応を協議の上、修復や弁償等を行うこと。

(11) 保険

本業務にあたっては、火災保険又は適切な保険に加入すること。

(12) 注意事項

① 現場施工等

- ア 事前に市担当者に事前に調整を行うこと。
- イ 工事車両の進入及び工事に際し、施設利用者等の安全について充分に注意すること。
- ウ 機材等の搬入・搬出にあたっては、市担当職員と協議・調整を行うこと。この際、警備員及び交通誘導員の配備が必要と認められた場合、その費用は受注者が負担すること。なお、工事車両駐車場及び資材置き場等については、事前に市担当職員と協議のうえ決定し、使用後は原状に復旧すること。
- エ 入館にあたっては、当館の規則に従い、必要書類を事前に市担当職員に提出する。また作業日毎に作業の内容を伝え、作業終了時には報告を行うこと。
- オ 作業の進め方については、当館の設備総合管理者等との調整が必要な場合があるため、市担当職員に事前に確認し、関係各所への周知と了解のもと実施する。
- カ 電源切替等により停電を伴う作業等が必要な場合は、施設の運営に影響が出ないように十分検討したうえで、事前に市担当職員に説明し了解のもと実施する。
- キ 主要な建具・機器・配線等は、メンテナンスを考慮した作業スペースの確保や、配線では要所に線名札を設置する。
- ク また、配管・配線、その他の工事において、防火区画貫通部の施工がある場合は、関係法令・例規に適合したもので、貫通部に適合するよう施工すること。
- ケ 施工時は、既存施設、設置物等に作業範囲毎に適切な養生を行い、汚れや損傷がないよう注意する。
- コ 業務の実施に伴い発生した産業廃棄物等は、受注者の責任と負担において、積み込み、運搬から最終処分までを関係法令等に従い適正に処理する。なお適正に処理したこと証する書類(マニフェスト)を提出する。

② 安全対策等

- ア 作業にあたり、当該建物、設備はもとより、第三者に危害、損害又は妨害を与えないよう十分留意すること。
- イ 作業期間中は、毎日作業前に危険予知や危機管理に関する確認作業、作業内容や手順の確認、作業員の健康状態の確認、服装点検、危険箇所等の確認を行い、安全の確保に努めること。労働安全衛生法など関係法令・例規に基づき、以下のような必要な措置をとること。
 - ・安全教育、安全巡視等
 - ・現場 KY 活動
 - ・安全帯(高所作業時)など安全用具の装備
- ウ 工事中であること及び工事場所への立ち入り禁止など、注意事項を明示する。
- エ 地震時の機材転倒防止や電源工事の感電防止など、災害・電気事故防止対策等を確実に行うこと。
- オ 作業に使用する工具、仮設材は、事前に点検し安全を確かめて使用すること。また、常に点検整備に務め、目的に合った使用を行うこと。
- カ 工事期間中に搬入した資材等は、安全な場所に整理した状態で仮置きすること。搬入・搬出方法、保管場所については、市担当者及び関係者と協議して決定する。流用する既存展示物及び工事用資材の仮置きについては、当該工事対象の展示室内や共用部分での仮置きを想定している

が、受注者の施工計画、展示室内での仮置きでは不足すると判断される場合は、受注者の責任及び負担において別途保管場所を確保すること。

キ 受注者は、定められた区域以外には無断で立ち入りせず、業務に関して立ち入る必要がある場合は市担当者に連絡し、その指示のもとで行動すること。また、工事エリアは、部外者(一般職員、来館者等)が不用意に近づけないよう防護措置を施すこと。

ク 館内及び敷地内は、禁煙とする。

ケ 所定時間外に作業を行う場合は、市担当者に事前に連絡し、許可を受けたうえで行うこと。

コ 作業責任者がやむを得ず現場を離れる場合は、その理由を市担当者に連絡して了承を得るとともに、作業責任者が指名した者が代行すること。

サ 危険物(塗料など)は、事前に市担当者及び関係者と打合せを行い、施設内には当日作業に必要な最低限の量を持ち込み作業終了後は館外へ搬出するなど、施設内の安全確保を徹底して、法的に定められた使用及び管理を行うこと。

シ 作業等の際には、原則として火気は使用しない。やむを得ず火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意するとともに、作業後の火気点検、施錠確認を徹底すること。

ス 作業者は、作業に適した服装、作業靴を着用して作業すること。

セ 工事に関して、部外者(一般職員、来館者)など第三者から問い合わせや苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応するとともに市担当者に報告すること。

(13) 記載のない事項

仕様書等に記載のない事項又は疑義が生じた場合については、検討資料を提示して市担当職員に確認するとともに、その指示を受け承認を得たうえで実施すること。

(14) 軽微な変更

業務実施にあたって、軽微な事項については、業務達成に支障なく、また、他の工作物に支障を生じない限り、市担当職員の指示又は確認を得た後に行うことができるものとする。この場合契約金額の変更はしない。

5. 完成図書

検収検査完了後、下記書類を提出する。

(1) 完成図(竣工図、施工図、製作図面)	2部
(2) 完成図 CAD データ(JW-CAD 及び DXF 形式、ウイルスチェックの上)	CD 等2枚
(3) 納入機器仕様書	2部
(4) 展示アイテム等製作図・取扱説明書	2部
(5) 試験成績書(必要により提出)	2部
(6) 工事写真(施工前、施工途中、施工後)	2部
(7) 官公庁届出書類など、保存を必要とするもの	2部
(8) 工事完成届(業務完了届)	2部
(9) 上記書類の PDF データ(ウイルスチェックの上)	CD 等2枚
(10) 完成経費内訳明細書	2部

6. 委託料に関する事項

(1) 委託料の支払い

完成払いとする。全ての業務完了後に 1,200,000,000 円(消費税含む)を上限に、当該業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(2) 契約保証金

契約者は、契約保証金として契約額の 100 分の3以上に相当する金額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、契約候補者が、保険会社との間に神戸市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を契約前に提出したときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

7. その他

(1) 守秘義務

本業務の内容及び業務実施上知り得た内容は第三者に示してはならない。契約終了後及び解除後も同様とする。

(2) 著作権等

成果物にかかる内容すべては神戸市に使用権が帰属する。

(3) コンプライアンス

受注者は、本業務遂行にあたり、労働基準法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他関係法令・例規、社会的規範を遵守すること。

受注者は、本業務に関わる全ての者に対し、前項を遵守させるために必要な措置を講じること。

(4) 損害賠償責任

受注者の故意又は重大な過失によって、神戸市又は第三者に損害を与えた場合、客観的に承認された損害証明に基づき、受注者は、賠償又は補償を行うこと。

(5) 一括再委任の禁止及び一部再委任の承諾

業務の全部又は神戸市が指定した部分の業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、他の業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、予めその部分及び第三者の名称と所在地を明らかにしたうえで神戸市の承諾を得ること。

(6) 設備の取扱い研修の実施

履行期間完了までに展示装置を運営する者の研修期間を十分に設け、万全の準備を行うこと。(研修の内容は、取扱いのほか、軽微な部品の交換方法、トラブル時の対処方法等を含む。)

(7) 保証期間

施工物・据付けの保証期間は、引渡し完了の日から1年間とし、無償で対応すること。ただし、基本的な設計・施工及び据付け・施工に関わる不具合・故障等が発生した場合は、この限りではない。

(8) 不具合等

施工した展示装置について、保証期間中に不具合・故障等が発生した場合は、速やかに補修・修繕を行うか又は新品と交換し、神戸市立青少年科学館の業務に支障が生じないようにすること。

(9) 打合せ及び展示更新検討委員会への協力

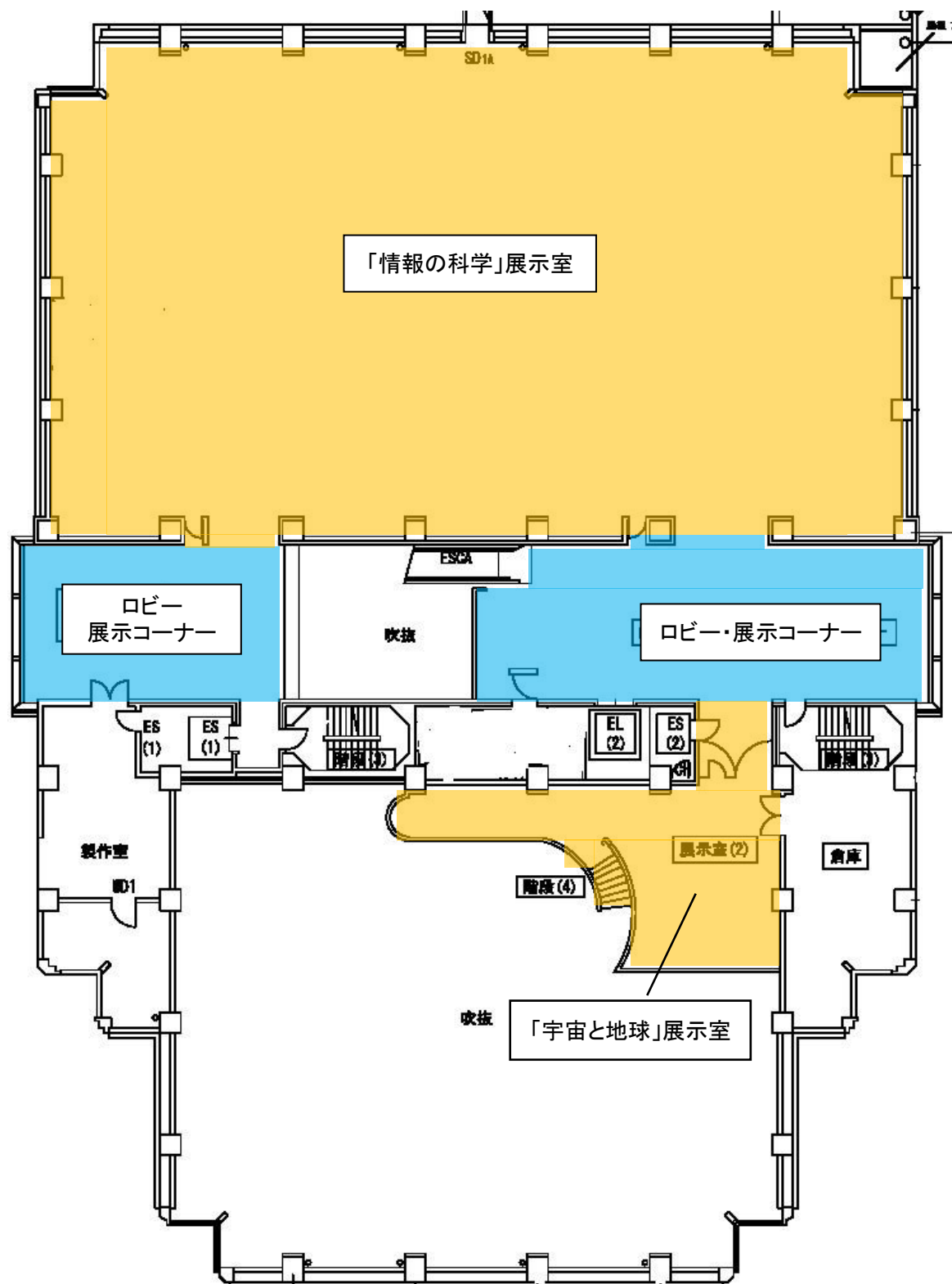
打合せは最低月2回行い、進捗確認を行うものとする。その他、必要に応じて適宜打合せを行うこととする。あわせて、神戸市が開催する展示更新検討委員会に協力及び必要に応じて出席すること。また、打合せ記録簿の作成を行うこと。

(10) その他

本仕様書に記載のない事項についても、神戸市が必要と認める軽微な作業については契約金額の範囲内で実施すること。なお、業務内容に疑義を生じた時や不明な点があれば、その都度、協議のうえ決定する。

別紙1 実施場所及び対象箇所

展示リニューアル部分 南館 3 階



別紙1 実施場所及び対象箇所

展示リニューアル部分 南館2階

